

2007年12月27日

ニューファイナンス株式会社 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島

〒540-6591 大阪府中央区大手前 1-7-31

OMM ビル 1階大阪府消費生活センター内

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP : [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました。（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、今般当団体に貴社の借用証書等に関する情報提供があり、これについて当団体にて検討したところ、貴社の契約条項等に法令違反があるのではないかとの疑義が生じる事項が確認できました。

そこで、下記質問事項について、貴社のご意見をお伺いしたく、本書を送付する次第です。つきましては、貴社のご回答を、来る2008年1月17日までに当団体事務局まで書面にてご送付頂きますようお願いいたします。

なお、貴社よりご回答なき場合は、貴社の契約書に関し、現時点における当団体の認識に基づいて、問題点等を申入れさせていただく予定です。

その場合は、申入れの内容及びそれに対する貴社からのご回答等申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、一度当団体の担当者との面会の上協議を行いたいというお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、当該お問い合わせについてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、当該お問い合わせを機に貴社が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、その協議の結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

敬具

記（質問事項）

- 1 貴社の「借用証書」（別紙 以下「貴社借用証書」と言います。）のうち、早期完済違約金に関する契約条項11条に基づいて、違約金を請求されるのはどのような場合ですか。

- 2 貴社の「借用証書」（別紙 以下「貴社借用証書」と言います。）のうち、早期完済違約金に関する契約条項 1 1 条第 2 文、第 3 文を削除する方向で、貴社借用証書を改訂するご予定がありますか。ある場合、予定している改訂の内容と時期をお知らせください。
- 3 貴社借用証書のうち、期限の利益喪失事由に関する契約条項 2 条(2)について、改訂する予定がありますか。ある場合、予定している改訂の内容と時期をお知らせください。
- 4 貴社借用証書のうち、賠償額の予定利率に関する契約条項第 1 条⑧について、利息制限法を遵守した利率に改めるご予定がありますか。ある場合、予定している改訂の内容と時期をお知らせください。
- 5 貴社借用証書の文字を大きくし、内容を分かりやすいものに改訂する予定はありますか。ある場合、予定している改訂の内容と時期をお知らせください。
- 6 貴社が、融資を実行するにあたって実施する顧客の資力調査基準について、融資を無担保で実施する場合と、不動産担保を徴求して実施する場合とで違いがありますか。違いがある場合、不動産担保徴求時において特にどのような点に注意を払っておられますか。

以上